

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における被保険者資格の取得日は昭和17年12月21日、喪失日は19年5月21日であったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月21日から19年5月21日まで

私の夫が年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた記録が判明したが、被保険者資格喪失日が不明であるため年金に反映されていない旨の回答を受けた。私の夫は、志願兵として従軍するまでA社B工場に勤務していたはずであり、本人は生前、「年金加入記録回答票」に昭和19年5月20日まで勤務したと記入しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人と同姓同名で生年月日が同一の被保険者記録(昭和17年12月21日に資格取得、資格喪失日は未記載)が確認できる。

一方、A社は、「申立人は、昭和14年7月1日から同社に勤務していた。」と回答している上、被保険者名簿上の申立人に係る年金手帳番号とも一致していることが確認できることから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、前述の被保険者名簿及び旧台帳からは、申立人に係る資格喪失日の記載が確認できないが、申立人は、生前の年金事務所に対する照会に際し、自身

のA社B工場における勤務期間を昭和19年5月20日までであったと記述している上、厚生労働省社会・援護局業務課が保管する旧海軍軍人の資料により、申立人が、同年5月25日に旧日本海軍C海兵団に入隊したことが確認でき、当該日付は生前に申立人が書き残した勤務期間の終期とほぼ一致することから、申立人は同社の給与締め日である同年5月20日まで同社同工場に勤務していたと推認でき、申立人の厚生年金保険資格喪失日は、その翌日である同年5月21日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、19年5月21日に資格を喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合記録から、30円とすることが妥当である。

茨城国民年金 事案 1364 (事案 119 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間、同年 10 月から 54 年 9 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 54 年 9 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

年金記録に関する資料が新たに見つかったということではないが、平成 20 年 4 月 8 日に総務省茨城行政評価事務所より通知された「非あつせん」の内容に納得できない。各申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間に係る申立てについては、申立人の主張が事実と相違しているとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、本申立てにおいて、年金記録に関する資料が新たに見つかったということではないが、平成 20 年 4 月 8 日に総務省茨城行政評価事務所より通知された「非あつせん」の内容に納得できないと主張していることから、再度、申立人から事情を聴取するとともに、厚生労働省の記録、戸籍及び商業登記等を再調査したものの、今回の申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料も見当たらないことから、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 57 年 2 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和 56 年 9 月から 57 年 2 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことが判明した。

当時、私は出産のため会社を休んでいたが、義父が、その間の私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、昭和 57 年 3 月から会社に復帰したが、その後も保険料を支払っていたため、二重に支払った分を後から還付されている。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市区町村（現在は、B市区町村）における国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和 55 年 2 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間における資格記録が無いことが確認できる上、同年 2 月から同年 12 月までの保険料が還付されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致しており、不自然な点は見られないことから、申立期間において、申立人は被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は国民年金の資格取得手続に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の義父は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB機関により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
年金事務所に私の A 共済組合の組合員記録を照会したところ、C 組合（現在は、D 組合）に勤務していた期間のうち、昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。
同時期に入社した同僚の中には、昭和 45 年 4 月 1 日に組合員資格を取得している者もいるので、申立期間について、A 共済組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の C 組合における雇用保険の被保険者記録の資格取得日、及び D 組合から提出された申立人に係る「職員台帳」に記載された入組日が、いずれも昭和 45 年 4 月 1 日であることから、申立期間において申立人が C 組合に勤務していたことは確認できる。

一方、A 共済組合から提出された申立人に係る「組合員資格取得届」、「組合員資格異動届等処理済通知書」、「原票」及び「資格関係 DB プリント」により、申立人の C 組合における共済組合員資格取得日は昭和 45 年 5 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

また、D 組合に照会したところ、申立期間における申立人の給与からの掛金の控除については不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立人及び同僚が名前を挙げた申立期間当時の C 組合の社会保険事務担当者 3 人に照会したところ、そのうちの 1 人から、申立期間当時、4 月に入組した者について、1 か月間は見習職員であるため、5 月から A 共済組合に加入させており、4 月の給与からは掛金を控除していなかったはずである旨の証言が得られており、他の 1 人からも、職員は入組した約 1 か月後

に同共済組合に加入させていたと思う旨の証言が得られた。

加えて、申立人が自身と同じ昭和45年4月1日にC組合に入組したとして名前を挙げた同僚9人のうち、オンライン記録のある8人（雇用保険の被保険者資格取得日が同年4月1日）のうち5人が、申立人と同様に、A共済組合員資格取得日が同年5月1日であることが確認できる上に、上記9人のうち、連絡先の判明した5人に照会したものの、申立人の給与からの掛金の控除について具体的な証言が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る掛金がB機関により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における掛金の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として申立期間に係る掛金をB機関により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月から同年10月1日まで
② 昭和19年10月1日から22年4月8日まで
③ 昭和22年4月8日から26年1月10日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた昭和19年6月から26年1月10日までの期間のうち、19年6月から同年10月1日までの期間及び22年4月8日から26年1月10日までの期間の記録が無かった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、同事業所においては坑内で勤務していたので、坑内夫（厚生年金保険第三種被保険者）として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 C社（昭和60年9月1日にA社B事業所と合併）に照会したところ、申立期間当時の資料が残存していないため、申立人の勤務実態等及び厚生年金保険の加入に関する具体的な回答が得られなかった。

また、申立期間当時にA社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する者のうち、連絡先が確認できる11人に照会したところ、厚生年金保険の加入及び保険料の控除に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人の氏名は見当たらない。

2 申立期間①について、被保険者名簿を確認すると、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚も厚生年金保険の資格取得日が申立人と同じ

昭和 19 年 10 月 1 日となっていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる他の関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、申立人は少なくとも昭和 24 年から 25 年までの間に A 社 B 事業所 D 坑内で E 職として勤務していた旨の回答が得られた。

一方、申立人が名前を挙げた同僚に確認したところ、申立人が A 社 B 事業所に勤務していた旨の証言は得られたが、具体的な勤務期間等については不明であり、当時の上司について確認できたが、既に他界しているため申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた別の同僚に確認したところ、申立人と勤務した記憶がない旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる他の関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間②について、申立人は、申立期間中、第三種被保険者だったと主張しているが、C 社に照会したところ、申立期間当時の資料が残存していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況に関する具体的な回答が得られなかった。

また、申立人は、入社後間もなくから専用側線敷設工事に従事していたとしていることから、同時期に第三種被保険者となっている同僚と職種が異なっているほか、当該同僚が申立人と一緒に仕事をしていたと証言している期間については当該同僚も種別が第一種被保険者となっていることが確認できる。

さらに、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から、種別が「他」及び「1」となっていることが確認でき、種別変更された形跡は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、また、申立期間②について、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月 21 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 46 年 12 月 21 日から 47 年 4 月 1 日までの期間、及びB社に勤務していた期間のうち、51 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、両期間において、A社及びB社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社から、当時は社内規定により3か月の見習期間を設けており、当該期間の給与からは厚生年金保険料を控除していなかった旨の回答が得られた上、同社に係る厚生年金保険被保険者原票^{つづり}綴により、申立人が自身と同じ日に入社したとして名前を挙げた同僚の被保険者資格取得日も、申立人と同様に、昭和 47 年 4 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和 51 年 3 月 1 日、離職日が 55 年 12 月 31 日であることが

確認できる。

しかし、申立人から提出されたB社が加入していたC厚生年金基金に係る加入員証により、申立人は、昭和51年4月1日に同基金の加入員資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は他界しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、当時の同僚4人について、雇用保険と厚生年金保険について確認したところ、そのうちの3人の被保険者資格取得日が相違していることが確認できることから、B社は必ずしも雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1903 (事案 1858 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 29 日から 38 年 8 月 9 日まで

A社B工場に勤務していた昭和 36 年 3 月 29 日から 38 年 8 月 9 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることについて、受給した記憶は無いとする申立てが認められなかった。

しかし、当時、会社から脱退手当金の話は無く、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の受給については、年金事務所が保管する厚生年金保険脱退手当金支給報告書により支給されたことが確認できること、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 1 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは新たな事実及び資料等の提出が無く、ほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。